

犯罪被害者等支援コーディネーターについて

県民文化部人権・男女共同参画課

1 概要

犯罪被害からの早期回復及び生活の再建に関し、県、市町村、警察、(特非)長野犯罪被害者支援センター等が一体となって、途切れのない適切な支援をパッケージ化して提供するために、関係機関による支援調整会議の設置及び犯罪被害者等の個別の事情に応じた支援計画の策定を担うコーディネーター※を配置した。

※コーディネーター：関係機関等からの情報集約、支援計画案の検討・策定、犯罪被害者等との面談及び支援計画の説明、支援のための関係機関等間の調整等、支援全体をハンドリングする者

2 支援体制

(1) コーディネーター

(特非)長野犯罪被害者支援センター(県内唯一の犯罪被害者等早期援助団体)に委託

※社会福祉士とこれを補佐する支援員の2名が担う。

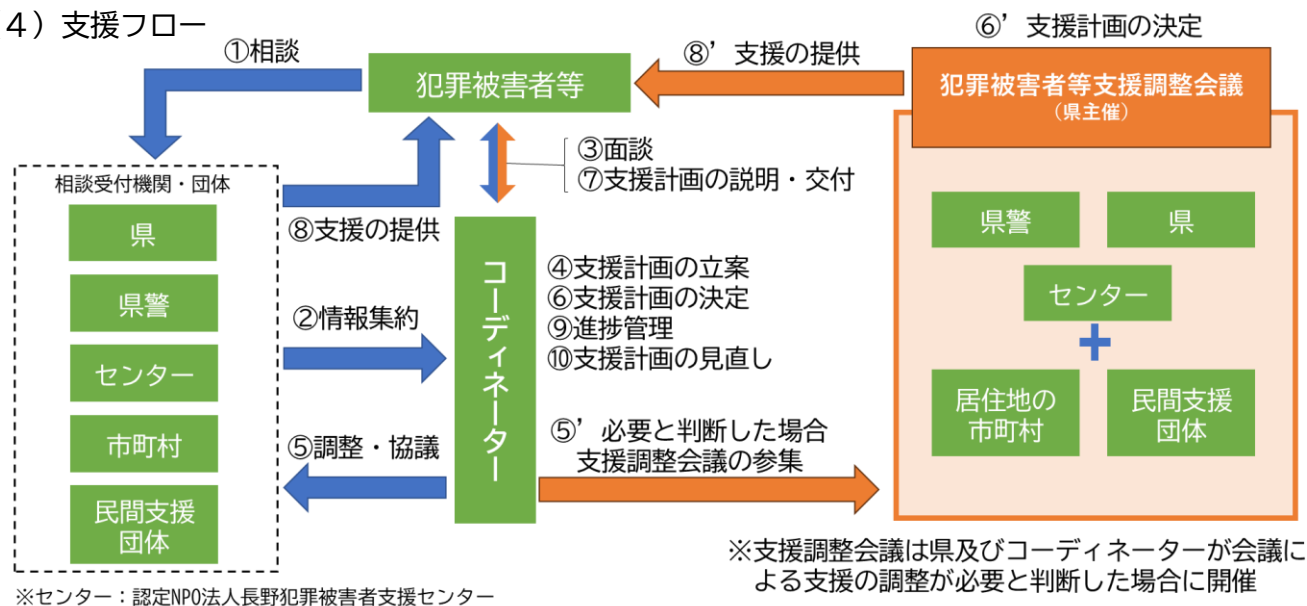
(2) 支援調整会議の構成員

長野県、長野県警察、犯罪被害者等支援が居住する市町村、支援センター等

(3) 支援調整会議の対象となる犯罪被害者等

重大事案(殺人、強盗致死傷、不同意性交等などの身体犯や交通死亡事故等)のうち、犯罪被害者及びその家族又は遺族が支援を希望した場合かつ支援コーディネーター及び県が支援対象とすることが適当と判断した者

(4) 支援フロー



◆事業効果

- ・寄り添った支援：コーディネーターが、被害者等の希望・状況を踏まえて寄り添った支援をすることにより、中長期にわたる途切れのない支援を実現
- ・被害者の負担軽減：被害者自身が各支援関係機関に個別に手続をとるのではなく、コーディネーターが支援全般をとりまとめ
- ・市町村への助言：コーディネーターが、市町村が行うことができる被害者支援・生活支援について助言し、市町村から被害者等に円滑に支援が提供されるようにサポート

3 配置日

令和8年4月1日